



Q 居酒屋でアルバイトをしている大学3年生です。労働条件の具体的な説明がなかったよな…

を受けた記憶がありませんが、思っていた以上のシフトの勤務を命じられ困っています。

A 厚生労働省が2015年に行った、学生アルバイトに関する意識等調査によると、58・7%の学生が労働条件通知書を

アルバイトの労働条件を確かめよう

のうち19・1%は口頭でも具体的な説明を受けていないと回答しています。

「労働条件等で何らかのトラブルがあったら約60%に上りました。採用時に合意した以上のシフトを入れたら一方的に急なシフト変更を命じられたら採用時に合意した以上の仕事をさせられたらなど仕事内容に関するものが多くありました。」

「労働条件等で何らかのトラブルがあったら約60%に上りました。採用時に合意した以上のシフトを入れたら一方的に急なシフト変更を命じられたら採用時に合意した以上の仕事をさせられたらなど仕事内容に関するものが多くありました。」

中には▽準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった▽労働時間が1日6時間を超えても休憩時間がなかった▽実際に働いた時間

の管理がなされていないか、深夜労働について割増賃金が支払われないか、法律違反があったら罰金や慰謝料が支払われるか、労働契約の締結の際の労働条件の明示▽賃金の適正な支払い▽休憩時間等の労働基準関係法令の順守のほか、学業とアルバイトの適切な形での両立のため、シフト設定などの配慮が望まれます。学生側も、アルバイトを始める前に労働条件を確かめましょう。

鳥取労働局労働基準部監督課 電話 0857-29-1703